

「温水プール」「市民球場」の愛称が決定しました

市では、新たな財源確保と市民サービス向上を図ることを目的に、初めての取組みとして、2施設のネーミングライツ・パートナーの募集を行い、パートナー企業が決定しました。

施設名	愛称	パートナー企業	契約期間
美祢市温水プール	宇部サンド温水プール	宇部サンド工業(株)	令和2年4月1日から3年間
美祢市民球場	宇部サンド美祢球場	宇部サンド工業(株)	令和2年4月1日から3年間

今後、「宇部サンド温水プール」と「宇部サンド美祢球場」が愛称となり、各種行事や大会などでこの愛称を使用していきます。

問い合わせ先 生涯学習スポーツ推進課 [☎0837(52)5261]

4月の就職面接会・就職相談について

4月8日㈫にサンワーク美祢で開催を予定していた就職面接会は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止します。また、同じくサンワーク美祢で実施しているハローワーク宇部の4月巡回就職相談も中止いたします。

大変ご迷惑をおかけしますがよろしくお願いします。



美祢
就職
相談室



問い合わせ先 商工労働課[☎0837(52)5224]

就職相談室[☎0837(53)2536]

宇部公共職業安定所(ハローワーク宇部)[☎0836(31)0164]

山口県警察官採用試験

- 試験区分 警察官A（第1回）
男性・女性
- 受験資格 昭和62年4月2日以降に生まれた人で、4年制以上の大学を卒業又は卒業見込みの人
- 応募締切 4月15日㈫
※パンフレット、受験案内等は美祢警察署及び最寄りの交番・駐在所で配布しています。
※インターネットによる申込みは4月8日㈫まで
- 1次試験日 5月10日㈰
- 問い合わせ先
山口県警察本部警務部警務課
[☎0120(314)290]
(採用専用フリーダイヤル)
[✉https://www.police.pref.yamaguchi.lg.jp/]

第1回自衛隊一般曹候補生

- 応募資格 18歳以上33歳未満の男女
- 応募締切 5月15日㈮
- 試験日 1次試験：5月23日㈯
2次試験：6月24日㈫～29日㈪の内指定される1日
- 問い合わせ先 自衛隊宇部地域事務所
[☎0836(31)4355]

国税専門官

国税庁では、国税専門官を募集しています。

- 採用案内情報等
国税庁ホームページに掲載
[✉https://www.nta.go.jp]
- 受付期限 4月8日㈫
- 受験申込み方法 原則としてインターネットにより申込みを行ってください。
[✉http://www.jinji-shiken.go.jp/jukken.html]
- 第1次試験 6月7日㈰
- 問い合わせ先
広島国税庁人事第二課試験研修係
[☎082(221)9211]
厚狭税務署総務課
[☎0836(72)0180]

山陽小野田市立山口東京理科大学 薬学部 模擬患者を募集しています

薬学部では、コミュニケーション教育と実技試験で患者役を演じる「模擬患者さん」として、ご協力いただけるボランティアを募集しています。

「模擬患者」とは、薬学生のコミュニケーション教育のため、一定のトレーニングの後、実際の患者さんのように症状や会話を表現できる患者役を演じる人のことです。

対象は、70歳ぐらいまでの人が、数回の事前研修を受講できる人です。

詳しくは、右記のQRコードより模擬患者さん募集ホームページをご覧ください。



- 第1回模擬患者事前研修会
5月23日㈯ 9時30分～12時
- 場所 山口東京理科大学 薬学部
薬学生を応援し、コミュニケーションを共に学びたいという人のご応募をお待ちしています。
- 問い合わせ先 山陽小野田市立山口東京理科大学 薬学部 SP育成委員会
[☎0836(88)4500]



お知らせ だどん



毎年4月～6月は 狂犬病予防注射月間です

狂犬病予防の注射は飼い主の義務です。
狂犬病は、犬だけでなく、人にも感染する病気です。
発症した場合、ほぼ100%死に至ります。
この病気は、日本、英国、オーストラリアなどの一部の国を除き、全世界で発生しています。

飼い犬への定期的予防注射で狂犬病の発生を防ぎましょう。

●犬の飼い主の義務

①飼い犬の登録

生後91日以上の飼い犬は、登録手続が必要です。また、引越しなどで犬の登録情報に変更がある場合は届出が必要となります。

②年1回の狂犬病予防注射

予防注射をすることで、犬を狂犬病から守り、人への感染を防止します。

③鑑札と注射済証の装着

登録鑑札、狂犬病予防注射済証は、犬に装着しておかなければなりません。（迷子になったときにも役立ちます。）

●問い合わせ先 生活環境課

[☎0837(53)1090]

美祢市危険家屋除却推進事業 補助金制度

市民生活の安全・安心を確保するため、危険家屋除却費用の一部を補助します。

●対象家屋 倒壊又は建築材等の飛散のおそれのある空き家（道路や家屋に隣接していること）

●補助金交付額 除却費用の2分の1 (上限は100万円)

※事前現地調査を行いますので、補助金の申請を予定される人は事前に相談してください。交付決定前に工事着工した場合は対象外となります。

●問い合わせ先 建設課

[☎0837(52)1116]

令和2年度 就学援助の交付申請

小・中学生のいるご家庭で、給食費や学用品の購入費などの負担が経済的に困難な場合に対して、必要な費用の一部を補助します。

●申請に必要なもの

①令和元年分の世帯の収入がわかる書類（源泉徴収票、確定申告の写し、年金振込通知書など）

②認定後の振込先となる通帳の写し（※申請者名義の口座に限る）

③印鑑（認め印で結構です）

④借家の人は家賃を確認できるもの（契約書、領収書など）

⑤児童扶養手当を受給中の人は、児童扶養手当証書の写し

●申請期間 4月6日㈪～5月15日㈮
9時～17時（土日、祝日を除く）

●認定時期 6月下旬

●申請先 教育委員会事務局教育総務課、
美東事務所、秋芳事務所

●問い合わせ先 教育総務課
[☎0837(52)5260]

市内就職祝金を支給します

「新規学卒就職者」「転入就職者」「移住定住就職者」が下記要件を満たした場合、祝金を支給します。
申請をされる際には、申請期間にご注意ください。

支給対象者	それぞれ全ての要件に該当する人	
	新規学卒就職者	
	① 市内事業所（官公庁を除く。）に 正規社員 として就職していること。（就職した日から2年以内の人）	
	② 中学校、高等学校、大学、専門学校などのいずれかを卒業してから、2年以内に就職していること。	
	③ 就職した日に本市に住所を有し、引き続き定住していること。	
	④ 過去に就職祝金（旧制度含む。）の支給を受けていないこと。	
	転入就職者	
	① 転入日の年齢が40歳以下であること。	
	② 転入日と同じ年に市内事業所（官公庁を除く。）に 正規社員 として就職していること。（就職した日から2年以内の人）	
	③ 転入日以降、本市に住所を有し、引き続き定住していること。	
	④ 転入の形態が事業所の人事異動又は研修などによる移動でないこと。	
	⑤ 過去に就職祝金（旧制度含む。）の支給を受けていないこと。	
申請期間		
「新規学卒就職者」「転入就職者」 就職した日から2年以内		
「移住定住就職者」 就職した日から1年経過後、2年以内		
※「新規学卒就職者」や「転入就職者」枠と「移住定住就職者」枠の同時申請も可能です。		
申請方法		
「就職祝金受給申請書」と「就職祝金請求書」に必要事項を記入のうえ、在職証明書（就職先の会社が記入）と住民票の写しを添付して、商工労働課へ提出してください。 (各様式は商工労働課で用意していますが、市ホームページからもダウンロード可能です。)		
就職祝金額		
「新規学卒就職者」「転入就職者」 1万円 「移住定住就職者」 2万円		
申請・問い合わせ先 商工労働課 [☎0837(52)5224]		